

# ワクチン未接種者に対する差別や過剰な反応の防止について

## ワクチン接種について

今回の新型コロナワクチンの予防接種は、感染症の緊急まん延予防の観点から実施するものであり、国民の皆様にも接種にご協力をいただきたいという趣旨で、「接種を受けるよう努めなければならない」という、予防接種法第9条の規定が適用（12歳未満は除く）されています。この規定のことは、いわゆる「努力義務」と呼ばれていますが、義務とは異なります。接種は強制ではなく、最終的には、あくまでも、ご本人が納得した上で接種をご判断いただくことになります。

また、新型コロナワクチンについては、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して、皆さまに接種をお勧めしています。しかしながら、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはありません。また、受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。

## ワクチン差別とは

- ・回覧などの方法により、接種(希望)の有無が第三者にわかるように調査する。
- ・「接種を受けない場合は～」といったルールを作るなどにより、受けなければならない雰囲気を作る。
- ・アレルギー症状の診断書を提出させるなど、ワクチン接種をしない理由の提出を求める。
- ・退職や、職場や授業からの退出を求める、参加させないなど非接種のみを理由として不当な取扱いをする。
- ・ワクチン接種を「する」「しない」とチェックする表が張り出してある。
- ・ワクチン接種が済んだことを名札上に表示することになっている。
- ・『接種は当然義務』『拒めない』という雰囲気を作っている。
- ・休んだ際の給与補償に関し、接種の有無によって差別的取扱いを設けている。
- ・「接種は当たり前」「かかったらあなたのせい」といった言葉をかける。
- ・接種を拒否した者に対し、部署替えや退職を求める。

## 皆様へのお願い

職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、皆さまにお願いしています。仮にお勤めの会社等で接種を求められても、ご本人が望まない場合には、接種しないことを選択することができます。

持病やアレルギーなど、様々な理由からワクチンを接種できない方もいらっしゃいます。接種をしていない方に対して、接種の強制や差別、学校や職場等における不利益な取扱いなど、ワクチン接種に